



28 日、相手方は、伊賀市に対し、債務承認兼分納誓約書を提出し分割支払を申し入れ、伊賀市はこれを承認したが、分割支払は同年 11 月までしか履行されなかった。

## 6 申立ての趣旨

伊賀市は、相手方に対し、令和 3 年 2 月 5 日付で催告したところ、相手方から連絡があり、今後の返済についての交渉を重ねる中で、相手方は、未払金額を一括して支払うことが困難な実情があることを理由に分割での支払を求めた。

伊賀市は、相手方の求めを受け入れ、相手方と、本件宅地取得資金貸付金及び住宅新築資金貸付金を令和 3 年 7 月から令和 5 年 3 月までの毎月 30,000 円の返済が 21 回、令和 5 年 4 月から令和 16 年 11 月までの毎月 50,000 円の返済が 140 回及び令和 16 年 12 月の 27,090 円の返済に分割して支払うこと並びに分割金の支払を 2 回以上怠り、かつ、その額が 100,000 円に達したときは、当然に期限の利益を失い、直ちに強制執行の申立てを行うことで合意した。

そこで、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 275 条に定める和解をすることにより、未払の宅地取得資金貸付金及び住宅新築資金貸付金請求の債務名義を得て、支払に不履行が生じたときは、直ちに強制執行ができるものとするため、裁判所の和解勧告を求めて申立てをするものである。

## 7 和解遂行の方針

当該和解に関する取扱方針については、当該和解に係る話合いの過程において、諸般の事情を考慮し、市長において定めるものとする。

## 8 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 和解が整わない場合における訴えの提起及びその取下げ
- (2) 訴えを提起した場合における上訴及びその取下げ